

警視庁交通部交通総務課長 殿
各道府県警察本部交通部長
(参考送付先)
警察大学校交通教養部長
各管区警察局広域調整(総務監察・広域調整)部広域調整第二課長

原議保存期間 1年
(令和4年3月31日まで保存)

事務連絡
令和3年1月7日
警察庁交通局交通企画課理事官
警察庁交通局交通規制課理事官

自動運転の公道実証実験の安全かつ円滑な実施に向けた対応について

自動運転の公道実証実験については、「自動走行システムに関する公道実証実験のためのガイドライン」の策定について(通達)(平成28年5月26日付け警察庁丙交企発第75号)及び「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」の改訂について(通達)(令和2年9月17日付け警察庁丙交企発第76号ほか)に基づき取り扱うこととしているところである。

自動運転の実現に向けては、政府目標である官民ITS構想・ロードマップ²⁰²⁰(令和2年7月15日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定)に従って、官民一体となって取組を進めているところであり、警察としても、交通の安全と円滑を確保しつつ、この取組を積極的に支援する必要がある。こうした点を踏まえ、自動運転の公道実証実験の実施主体等から受けている要望について、自動運転の公道実証実験の安全かつ円滑な実施を支援する観点から、下記のとおり対応されたい。

記

1 公道実証実験に用いられる自動運転バスの乗合自動車の停留所での駐停車の取扱いについて

無償で乗合旅客を運送する自動運転バス(普通自動車に該当するものを含む。以下同じ。)の公道実証実験の実施主体から、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保する観点から、既存の乗合自動車の停留所において駐停車したいとの要望がある。

この点、以下のような類型に該当する場合には、道路交通法(昭和35年法律第105号)第44条第2項第1号に当たると解することは可能であるため、自動運転バスの公道実証実験の実施主体から、既存の乗合自動車の停留所での駐停車について相談がなされた場合には、適切に対応されたい。

(1) 実施主体が路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者である場合

路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「路線バス事業者」という。）が主体となって行う自動運転バスの公道実証実験であって当該路線定期運行を補完するために行われるものであるなど、当該自動運転バスが当該路線定期運行のために用いられていると評価できる場合であって、当該自動運転バスが、道路運送法令に基づき当該路線バス事業者が国土交通大臣に届け出た運行系統と同一の走行経路又は各種事業を活用するに当たって策定した運行計画に明記された走行経路等に従って、乗合自動車の停留所で乗客の乗降等のために駐停車するとき。

(2) 実施主体と路線バス事業者が異なる場合

実施主体と路線バス事業者との間で、書面により、当該路線バス事業者のバス停留所を使用することについて、日時等を明らかにするとともに、以下のような合意をしている場合であって、当該自動運転バスが、各種事業を活用するに当たって策定した運行計画又は合意した当該書面に明記された走行経路等に従って、乗合自動車の停留所で乗客の乗降等のために駐停車するとき。

- 当該路線バス事業者が自動運転バスの公道実証実験に積極的に参画すること
- 当該路線バス事業者の路線定期運行のため、あるいは、当該路線定期運行と相まって地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために自動運転バスの公道実証実験を行うこと

2 歩行者用道路等における自動運転車両の走行について

自動運転の公道実証実験の実施主体等から、歩行者用道路において自動運転車両の低速走行を行いたい旨の要望がある。

道路使用許可は、当該許可に係る場所において当該許可に係る行為を行うことについての許可であり、通常、通行禁止区間を通行させることを目的として当該許可をすることはしないものの、道路使用許可の内容として、当然適用除外が含まれると解される場合はこの限りでないことから、道路使用許可を受けて実施する自動運転車の公道実証実験についても、当該道路使用許可の内容として、歩行者用道路をはじめ、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分（以下「通行禁止道路等」という。）を通行することが当然含まれると解される場合には、当該道路使用許可の効果として、通行禁止道路等への通行を認めることが可能である。

なお、この場合において、現に交通の妨害となるおそれがないとは認められないとき又は条件により交通の妨害となるおそれなくなるとは認められないときであっても、公益上やむを得ないものであると認められる場合には、道路交通法第77条第2項第3号に基づき許可することとなる。

この点、歩行者用道路における自動運転車の低速走行という行為が「公益上やむを得ない」と認められるか否かの判断に当たっては、歩行者用道路の交通規制が、車両の通行を禁止し、併せて歩行者の通行方法に関する制限を解除することにより、歩行者の安全と良好な生活環境を確保しようとする目的のものであることに鑑み、実施主体が、事前に当該道路を車両が通行することに対する地域住民や道路利用者の理解を得ていることや歩行者に対する十分な周知が行われることが前提となる点に留意されたい。

3 許可基準における施設内審査の合理化について

特別装置自動車の公道実証実験の実施主体等からの要望を受け、先般、「自動運転の公道実証実験に係る道路使用許可基準」における施設内審査について」（令和2年12月17日付け事務連絡）を発出しているので、事務処理上遺漏のないよう対応すること。